

平成24年第2回愛荘町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年2月22日(水) 午前10時45分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 2号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第 3号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 4号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第5まで議事日程に同じ
追加日程第 1 議案第5号 議案の議決を得た契約について
追加日程第 2 議案第6号 議案の議決を得た契約について
追加日程第 3 議長辞職の件
追加日程第 4 選挙第1号 議長の選挙
追加日程第 5 副議長辞職の件
追加日程第 6 選挙第2号 副議長の選挙
追加日程第 7 指定第1号 議席の変更について
追加日程第 8 選任第1号 常任委員会委員の選任について
追加日程第 9 報告第1号 常任委員会の委員長、副委員長の報告について
追加日程第10 同意第1号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第11 選任第2号 議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第12 選任第3号 同和対策特別委員会委員の選任について
追加日程第13 報告第2号 特別委員会の委員長、副委員長の報告について
追加日程第14 選任第4号 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第15 報告第3号 議会運営委員会の委員長、副委員長の報告について
追加日程第16 選挙第3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙

追加日程第17 選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙

追加日程第18 選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙

出席議員（16名）

1番 徳田文治君	2番 嶋中まさ子君
3番 森隆一君	4番 吉岡ゑみ子君
5番 城貝増夫君	6番 河村善一君
7番 伊谷正昭君	8番 瀧すみ江君
9番 小杉和子君	10番 西澤久仁雄君
11番 外川善正君	12番 村木嘉博君
13番 竹中秀夫君	14番 高橋正夫君
15番 本田秀樹君	16番 辰己保君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	総務主監	福田俊男君
理事	細江新市君	教育次長	村西作雄君
総務課長	小杉善範君	住民福祉主監	杉本幸雄君
収納管理主監	辻善嗣君	農林建設主監	田原秀郷君
子ども支援課長	川村節子君	健康・子ども対策主監	小西文子君
生涯学習課長	松浦太市郎君	会計管理者	西川都々子君

事務局職員出席者

議会事務局長	山田清孝	書記	田中智子
--------	------	----	------

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

- 議長（辰己 保君）** 皆さん、おはようございます。平成24年第2回愛荘町議会臨時会を招集させていただいたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
- ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって平成24年第2回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（辰己 保君）** これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（辰己 保君）** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎趣旨説明

- 議長（辰己 保君）** 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。
- 町長（村西俊雄君）** 本日、ここに平成24年第2回愛荘町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にも関わりもせず、早朝よりご出席賜り厚く御礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援・ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます次第でございます。

さて、懸案の東近江消防本部と愛知郡消防本部の統合について協議が整いましたので、経過と内容を報告させていただきます。消防を取り巻く環境は、近年の災害の大規模化、生活環境の多様化や社会構造の変化により、大きく変わってまいりました。

国では平成18年に消防組織法が改正され、消防本部の管轄区域を1本部30万人程度に拡大し、消防能力の向上や指令のデジタル化など、さまざまなスケールメリットの活用による体制の充実強化、効率化を目的に広域化を推進していったところであります。また、滋賀県におかれましても、平成20年に消防広域化推進計画が策定され、東近江消防本部と県下で最も小さい愛知郡消防本部を統合して広域化を図ることとされたところであります。

そうした中、本町におきましては、平成22年より愛知郡広域行政組合において現

消防体制を維持し、住民の安心安全を担保とすることを前提に広域化後の財政負担のシミュレーションや消防体制について調査研究を行ってまいりました。昨年の6月には統合の相手方である東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の2市2町で構成する東近江行政組合と1市1町で構成する愛知郡行政組合が消防本部の統合に向けた事務的協議を進め、昨年の11月に2市3町の首長や議員で構成する広域化協議会を立ち上げたところであります。

以後5回の協議会を開催し、広域消防運営計画および消防規約関係など39項目の統合条件であります調整項目について協議を行い、去る2月13日の協議会におきまして、委員全員が内容を確認し、承認されたところであります。来3月には調印を行い、以後、指令体制などの諸準備をすすめ、本年10月1日から、消防・救急業務につきまして、東近江消防組合消防本部愛知消防署として出発することとなりました。

消防業務につきましては、東近江行政組合に加入することとなりますが、従来からの水道業務、斎場、休日診療、ごみなどの行政は、これまでと変わりなく愛知郡行政組合において執行をいたします。以上、報告とさせていただきます。

さて、今臨時会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

改正条例議決案件2件と平成23年度愛荘町一般会計補正予算1件、合わせて3案件を提案させていただきました。それぞれ提案の内容をご説明いたします。

まず、改正条例議決案件2件につきまして説明いたします。議案第2号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに秦荘東小学校区および秦荘西小学校区に、学童保育所を設置するため、所要の改正をお願いするものであります。

次に、議案第3号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町多目的グラウンドの名称を「愛荘町中央スポーツ公園」とし、その施設の管理・運営に関し、必要な事項を定めるため、条例の一部改正をお願いするものあります。

次に、補正予算であります。議案第4号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)につきましては、(仮称)多目的グラウンド新設整備事業における予算更正ならびに体育施設修繕料の追加をお願いするものであります。

以上、平成24年第2回愛荘町議会臨時会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重のご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰己 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番 徳田文治君、2番 嶋中まさ子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰己 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日のみと決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己 保君） 日程第3、議案第2号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康・こども対策主監。

〔健康・こども対策主監 小西文子君登壇〕

○健康・子ども対策主監（小西文子君） 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

お手元資料、説明資料の1ページをご覧くださいと思います。一部を改正する理由でございますが、愛荘町の放課後児童健全育成事業の充実を図るため、愛知川小学校区、愛知川東小学校区に加えて、秦荘東小学校区および秦荘西小学校区に新たに学童保育所を設置する。併せて開館時間の変更を行うものでございます。

一部を改正する条例の要旨でございますが、第2条、愛知川東小学校区学童保育所の次に、秦荘東小学校区学童保育所と秦荘西小学校区学童保育所を加えるのと、第4条第1項につきましては、入所対象児童について「愛知川小学校、愛知川東小学校に在籍する」を「愛荘町内の小学校に在籍する」と改めます。第5条第1項でございますが、学童保育所の開館時間を、小学校の授業日と休業日に分けて定めるように改め

るとしたところでございます。付則として、施行期日、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第2項の規定は、公布の日から施行するとし、準備行為の第2項で整理したものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辰己 保君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、吉岡 ㊦ミ子君。

○4番（吉岡 ㊦ミ子君） ちょっと確認のためにお聞かせ願いたいのですけれども、概要の説明の方なのですけれども、入所対象児童で、1の小学校1年から一応3年となっているのですけれども、それは6年まででもよろしいのですか。そこのところちょっとお尋ねいたします。

○議長（辰己 保君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） 吉岡議員さんのご質問にお答えします。小学校6年生まででもかまわないようになっております。

○議長（辰己 保君） ほかにありますか。4番、吉岡 ㊦ミ子君。

○4番（吉岡 ㊦ミ子君） そうしたら、ここ、なぜ、これは1年から3年と書いてあるのか、そこのところを再度お尋ねいたします。

○議長（辰己 保君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） 愛荘学童保育所の設置および管理に関する条例の第4条第1項第2号では、前項の規定に関わらず、保護者が希望する場合は6年生まで入所対象児童とするというふううにうたわれておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（辰己 保君） ほかに質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（辰己 保君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（辰己 保君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。よって、議案第2号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己 保君） 日程第4、議案第3号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） お手元の議案書4ページでございます。議案第3号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。お手元、改正条例等説明資料の4ページをご覧ください。

愛荘町体育施設条例の一部を改正する理由でございますけれども、(仮称)愛荘町多目的グラウンドについては、名称を愛荘町中央スポーツ公園として、平成24年4月から開所することとし、その設置および管理に関する必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。なお、愛荘町中央スポーツ公園内に人工芝テニスコートを設置するため、既存の愛荘町愛知川テニスコートを廃止するものでございます。

お手元の説明資料の5ページでご説明をさせていただきます。先ほど申しましたとおり、まず第2条では、施設の名称、位置等を定めているものでございまして、従来愛知川テニスコートとあったものを削除をいたしまして、新たに下段、愛荘町中央スポーツ公園、位置につきましては愛荘町川久保145番地、施設等としまして1つ、天然芝グラウンド、2つ、人工芝グラウンドA、同じくBというような形で位置づけているものでございます。

説明資料6ページでございますけれども、第9条では使用料をうたっております、改正後の右側ですけれども、別表2、別表3および別表4に定める額を使用料として収めるということにしております。なお、別表1第4条関係でございますけれども、この4条につきましては、利用時間について定めているものでございまして、同じく先ほど申しましたとおり、愛荘町愛知川テニスコートのいうのを削除をいたしまして、新たに愛荘町中央スポーツ公園、この利用時間につきましては、午前8時30分から

午後9時まで、正、天然芝グラウンドおよび人工芝グラウンドBは午前8時30分から午後6時までとするものでございまして、休業日については、どの施設とも同じでございまして、毎週月曜日等について休業日を定めているものでございます。

下の7ページでございすけれども、別表2につきましては、愛知川テニスコートを廃止するような形で表の整理をしております。

続きまして8ページでございすけれども、今回新たに設けさせていただきまして、別表第3としまして、使用料、愛荘町中央スポーツ公園の天然芝グラウンド、これにつきましてはアーチェリーで利用する場合、少年サッカー等で利用する場合ということで、アーチェリーで利用の場合は平日、高校生以下1時間300円、団体利用、一般につきましては1時間600円、土曜日・日曜日・祝日の団体利用では1時間900円という形で整理をさせていただいております。なお、備考としまして、愛荘町民および町内事業所に勤務する者以外の者が利用する場合は、上記の金額の2倍を徴収するとしております。

加えまして、別表第4の関係でございすけれども、この表につきましては、先ほども言いました愛荘町中央スポーツ公園の人工芝グラウンドのAと人工芝グラウンドBにつきましては、テニスとして利用する場合、フットサルとして利用する場合の使用料を定めております。テニスコートとして使用する場合は、平日1時間300円、土曜日・日曜日・祝日につきましては、1時間500円ということで徴収するもので、これらについては照明代につきましては1時間300円、フットサルとして利用する場合は、それぞれテニスコートが3コート利用するという関係で、テニスコート利用料の3倍を徴収することとしております。

なお、クラブハウスにつきましては会議室のみ、平日、土曜日・日曜日・祝日、それぞれ1時間300円、1時間500円を徴収することとしております。加えまして、愛荘町民および町内事業所に勤務する者以外の者が利用する場合は、上記の金額の2倍を徴収するとしております

○議長（辰己 保君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。よって、議案第3号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己 保君） 日程第5、議案第4号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案書の8ページの開きいただきたいと思います。議案第4号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）をご説明させていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,858万2,000円とするものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、(仮称)愛荘町多目的グラウンドを、平成24年度から愛荘町中央スポーツ公園の開始に伴いまして、体育用備品等の購入ならびに体育施設の修繕について歳入歳出の調整をさせていただきますのでございます。

まず、歳入でございますが、財源調整といたしまして前年度繰越金18万円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、教育費保健体育費体育施設費需用費につきましては、秦荘体育館アリーナの電球取替によります施設修繕料18万円の追加、工事請負費につきましては、(仮称)愛荘町多目的グラウンド新設工事入札額565万6,000円を減額し、24年度から中央スポーツ公園の改修に伴います大規模備品等の購入費といたしまして565万6,000円を追加するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辰己 保君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（辰己 保君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。よって、議案第4号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○議長（辰己 保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。ただいま議案2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 異議なしと認めます。よって、議案2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己 保君） 追加日程第1、議案第5号 議会の議決を得た契約の変更に
ついてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議案第5号 議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

1 契約の目的 平成23年度工事 第22号

（仮称）愛荘町多目的グラウンド新設工事（土木）

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 変更契約の金額 変更前の契約金額 1億4,070万円
変更後の契約金額 1億5,200万4,300円
- 4 契約の相手方 滋賀県長浜市加納町394番地
株式会社 明豊建設
取締役社長 ^{ほんじょうこうじ} 本庄浩二

でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（辰己 保君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。よって、議案第5号 議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己 保君） 追加日程第2、議案第6号 議会の議決を得た契約の変更についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議案第6号 議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

- 1 契約の目的 平成23年度工事 第24号
(仮称) 愛荘町多目的グラウンド新設工事 (建築)

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 変更契約の金額 変更前の契約金額 5,124 万円
変更後の契約金額 5,173 万 4,550 円
- 4 契約の相手方 滋賀県彦根市正法寺町 77 番地 1
株式会社 藤田工務店
取締役社長 ^{ふじたふじお} 藤田富士男

でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（辰己 保君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号を採決します。本案は、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。よって、議案第 6 号 議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

◎議長辞職の件

○議長（辰己 保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。地方自治法第 117 条の規定により、議長を交代します。

〔辰己議長、議場から退場〕

○副議長（小杉和子君） それでは、放映を中断させていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま辰己 保君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小杉和子君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○副議長（小杉和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議長辞職の件を議題にします。事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長（山田清孝君）

平成24年2月22日

愛荘町議会副議長 小杉和子様

愛荘町議会議長 辰己 保

辞職願

この度、申し合わせにより、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（小杉和子君） お諮りします。辰己 保君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小杉和子君） 異議なしと認めます。よって、辰己 保君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

〔辰己議員入場〕

◎選挙第1号、議長の選挙

○副議長（小杉和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うこととしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小杉和子君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○副議長（小杉和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4、選挙第1号 議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔出入り口を施錠（書記）〕

○副議長（小杉和子君） ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 城貝増夫君および6番 河村善一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（小杉和子君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小杉和子君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○副議長（小杉和子君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔順次投票〕

○副議長（小杉和子君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小杉和子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番 城貝増夫君および6番 河村善一君の開票の立会をお願いいたします。

[開 票]

○副議長（小杉和子君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票 0 票。本田秀樹君 8 票、城貝増夫君 7 票、西澤久仁雄君 1 票、この選挙の法定得票数は、4 票です。したがって、本田秀樹君が議長に当選されました。議場の出入り口を開けて下さい。

[出入り口の施錠を解除（書記）]

○副議長（小杉和子君） ただいま、議長に当選されました本田秀樹君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました本田秀樹君から就任のあいさつがあります。

○15番（本田秀樹君） ただいまの結果、私、本田秀樹が議長となりました。また、後期の 2 年間、大変な任期になるかなど、また議会改革等もあると思います。皆さんの力を借りながら議長職を全うさせていただきたいと思います。また、諸先輩方の各議長におかれましてもご指導ご鞭撻をお願いし、議長職、精一杯務めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○副議長（小杉和子君） 議長を交代いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 54 分

◎副議長辞職の件

○議長（本田秀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま小杉和子君から副議長の辞職願が提出されました。地方自治法第 117 条の規定により、小杉和子君の退場を求めます。

[小杉議員 退場]

○議長（本田秀樹君） お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 副議長辞職の件を議題とします。事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長（山田清孝君）

平成24年2月22日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町議会副議長 小杉和子

辞職願

この度、申し合わせにより、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。小杉和子君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、小杉和子君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小杉和子君の入場を許可いたします。

〔小杉議員 入場〕

◎選挙第2号、副議長の選挙

○議長（本田秀樹君） 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔出入り口を施錠（書記）〕

○議長（本田秀樹君） ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 伊谷正明君および8番 瀧 すみ江君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（本田秀樹君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（本田秀樹君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔順次投票〕

○議長（本田秀樹君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番 伊谷正明君および8番 瀧 すみ江君の開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（本田秀樹君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票。吉岡忍ミ子8票、瀧 すみ江7票、西澤久仁雄1票、この選挙の法定得票数は、4票であります。したがって、吉岡忍ミ子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔出入り口の施錠を解除（書記）〕

○議長（本田秀樹君） ただいま、副議長に当選された吉岡忍ミ子君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました吉岡ゑみ子君から就任のあいさつがあります。

○4番（吉岡ゑみ子君） ただいまの選挙によりまして、私、吉岡ゑみ子が副議長という重責をお預かりすることになりました。ひとえに今後の2年間、これからやっていく2年間、大変な任期だと思っております。それで、皆さん方にまたいろいろなお智恵を拝借し、また住民の皆さん方に愛荘町として理解していただけるように、そのような町議会をやっていきたく、そのように以前から思っております。

そして、また報連相、つまり報告・連絡・相談と、そういうことを密にしながら、皆さん方と一緒にやっていきたいと思っておりますので、議員の先輩の方々はじめ、また皆さん方どうかご指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

1時から全員協議会を開催させていただきます。

休憩 午後12時08分

再開 午後 2時47分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま指定1件、選任1件、報告1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、指定1件、選任1件、報告1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時47分

◎指定第1号

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7、指定第1号 議席の変更についてを議題にします。愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

変更した議席はお手元に配付した議席書のとおり決定してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更につ

いてはお手元に配付した議席書のとおり決定しました。

◎選任第1号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第8、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第1号 常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第1号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第9、報告第1号 常任委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、各常任委員会で互選されましたから報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後4時04分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま同意1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、同意1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎同意第1号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第10、同意第1号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。高橋議員の退場を求めます。

〔高橋正夫議員 退場〕

○議長（本田秀樹君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

愛荘町監査委員に次の者を選任することにつきまして、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 775 番地

氏 名 ^{たかはしまさお} 高橋正夫氏

生年月日 昭和23年7月31日

高橋氏は行政経験も豊富で、いろいろなことに大変造詣が深い方でございます。どうか皆さん方の同意をよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき、質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これより、同意第1号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第1号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時07分

〔高橋正夫議員着席〕

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま選任3件、報告2件、選挙3件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任3件、報告2件、選挙3件を日程を追加し、ただちに議題とすることに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後4時08分

◎選任第2号

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第11、選任第2号 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題にいたします。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第2号 議会広報特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎選任第3号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第12、選任第3号 同和対策特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。同和対策特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第3号 同和対策特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第2号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第13、報告第2号 特別委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、各特別委員会で互選されましたから報告いたします。

◎選任第4号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第14、選任第4号 議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第4号 議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◎報告第3号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第15、報告第3号 議会運営委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、議会運営委員会で互選されましたから報告をいたします。

◎選挙第3号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第16、選挙第3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

愛知郡広域行政組合議会議員に、河村議員、伊谷議員、城貝議員、本田秀樹を指名

いたします。

お諮りします。ただいま指名しました4名を、愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました、河村議員、伊谷議員、城貝議員、本田議員が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎選挙第4号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第17、選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。湖東広域衛生管理組合議会議員に、吉岡ゑみ子君、竹中秀夫君、村木嘉博君、高橋正夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を、湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。ただいま、湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました、吉岡ゑみ子君、竹中秀夫君、村木嘉博君、高橋正夫君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を

します。

◎選挙第5号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第18、選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、嶋中まさ子君、外川善正君、本田秀樹君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました3名を、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました、嶋中まさ子君、外川善正君、本田秀樹君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時18分

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。なお、本日議席

の変更を行いましたから、2月24日の全員協議会から新しい議席にお願いをいたします。

これをもって、平成24年第2回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後4時19分

○議長（本田秀樹君） 副町長、あいさつ。

○副町長（宇野一雄君） 町長が公務のため、途中から欠席させていただきましたので、お許しをいただきまして代わりまして、平成24年第2回愛荘町議会臨時会の閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、ご提案申し上げました条例の一部改正2件、平成23年度愛荘町一般会計補正予算、また追加議案でお願い申し上げました議会の議決を得た契約について2件のすべてをお認めいただきありがとうございました。

今年度も残すところ2ヵ月を切りましたが、本日お認めいただきました提出議案の事務執行につきまして、遺漏のなきよう進めてまいりたいと考えております。

また、本日、議長、副議長をはじめ各常任委員会等の委員長が選任されました。誠におめでとうございます。また、退任されました議長、副議長、各常任委員会委員長等につきましては、誠にお世話になりありがとうございました。今後とも行政執行にご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、まだまだ寒い日が続くと思いますが、議員各位におかれましては健康に十分留意をされましてご活躍いただきますようご祈念申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） それでは、大変長時間にわたりまして本日の会議を閉じさせていただきます。一日大変ご苦労さまでございました。

上記会議の次第は事務局長 山田清孝の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 副 議 長

平成 年 月 日 議 会 新 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 2 番